

広川町農業委員会
第 11 回総会議事録

令和 6 年 6 月 5 日

広川町農業委員会第 11 回総会議事録

令和 6 年 6 月 5 日広川町農業委員会第 11 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 4 号 令和 6 年度最適化活動の目標設定及び令和 5 年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
会長	古 賀 秀 之	欠	稲 員 繁 広
会長代理	山 村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
欠	中 村 和 浩	8	舩 越 誠 治
2	萩 尾 喜久夫	9	稲 員 雅 史
3	丸 山 敬二郎	1 0	野 田 光 浩
4	馬 場 啓 介	1 1	中 島 隆 二
5	渡 邊 和 江	1 2	古 賀 貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
1 5	田 中 健 一	欠	弓 削 和 幸
1 6	姫 野 剛	2 3	末 安 富士子
欠	重 松 嘉 治	2 4	野 田 隆 文
1 8	小 林 栄 一	2 5	山 下 淳
1 9	山 下 憲 繁	2 6	渡 邊 和 宏
欠	馬 場 健 作	2 7	古 賀 優
2 1	雨 森 純 司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 川村 亮二 書記 梶原 脩慈 熊添 博

会長代理 山村佳代子 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号1件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番 渡邊和江 農業委員、8番 船越誠治 農業委員を指名し審議に移ります。農業委員会報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について順位1 大字新代 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約、解約後は別の農業者が耕作する旨説明。

議長 報告事項について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もありませんので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について附議します。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字水原 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18番 姫野 剛 推進委員 譲受人の■■■■は道路の代替地として取得されブドウを栽培されるということですのでご審議よろしくお願いします。

8番 船越誠治 農業委員 ■■■■はブドウを作られているんですか。

事務局 ブドウを専業で作られていると聞いております。

議長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に関する件について付議します。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字 新代 申請人 ■■■■ 申請理由：駐車場用地

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23番 末安富士子推進委員 事務局から説明がありましており駐車場用地として利用されるもので雨水については地下浸透により処理されるということです。

10 番 野田光浩 農業委員 申請地とコスモス薬品の間の水路に橋を架けて利用されるのでしょうか。

事務局 橋は架けずに迂回する計画になっております。

8 番 船越誠治 農業委員 今回の申請は、コスモス薬品が借りられて駐車場用地として利用されるのか。

事務局 木下さんが4条申請により駐車場用地として転用されコスモス薬品に賃借されるものです。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に関する件について付議します。担当推進委員が欠席しておりますので順位1については事務局からの説明によりご審議をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字六田 譲受人 ■■■■■ 譲渡人 ■■■■■ 申請理由：一般住宅用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 隣接農地の所有者は同じ方が所有されているんですか。

事務局 同じ方が所有されています。

山村会長代理 申請地は盛土はしないんですか。

事務局 現況は、道路高まで高さがありますので盛土はあまりされなと思います。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 申請地は下水道は整備されているんですか。

事務局 下水道は整備されていませんので合併浄化層で排水処理されるようになっております。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について付議します。は事務局からの説明をお願いします。

事務局 説明 順位 2 大字藤田 譲受人 ■■ ■■ 譲渡人 ■■ ■■ 申請理由：
車庫建設用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27 番 古賀 優推進委員 事務局から説明がありましたとおりですのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 申請地については藤田になっておりますが行政区は当条になっておりますがこのような場合、当条区の推進委員の確認印は必要ないのでしょうか。

事務局 申請地が藤田になっておりましたので、藤田区の推進委員の説明をお願いしておりました。

議 長 この案件につきましては、申請人から改めて当条区の推進委員へ説明していただきたいと思います。他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号令和 6 年度最適化活動の目標設定（案）及び令和 5 年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況について付議します。事務局からの説明をお願いします。

事務局 農業委員会等に関する法律の改正により、最適化活動の目標設定（案）等を定めるようになっている旨説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたがこの案件について質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。議案第 4 号について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ。